

2024年
6月～

6月以降の給与計算・年末調整に影響します。

ここだけは
押さえておきたい!

所得税・住民税の 定額減税のポイント



制度概要と給与計算実務への影響と対策

令和6年税制改正大綱にて決定され、急きょですが6月1日以後の給与計算より「定額減税」の制度が始まります。これは、源泉徴収される所得税額より定額の所得税の特別控除を受けられる制度です。特徴として給与受給者本人だけでなく、同一世帯の配偶者及び扶養親族の分も対象となる他、源泉徴収税額から控除しきれない場合としきれない場合といった各人によって処理や管理が異なってきます。そのため、国税庁でも事業者に対して各人ごとの控除の状況に対して管理簿を作成することを求めています。これによって給与計算業務および年末調整業務が一層複雑なものとなります。そこで、本セミナーでは「定額減税」の概要及び仕組みを理解し、各人のケースごとの事例を踏まえて、給与計算業務を滞りなくすすめることを目的としています。更には中小・小規模事業者の経理担当者及び対象となる従業員にとって、具体的かつ平易な言葉や図を活用することで、給与計算業務について安心してもらう機会になることが狙いです。

【講座内容】

- そもそもどのような制度なの?:「定額減税」の概要
- 月々の給与計算がどのように変わるの?:月次減税事務の手順と計算方法
- 納付書の書き方や納付方法変わる?
・源泉所得税の納付書等作成及び納付業務について
- 退職者等に渡す源泉徴収票はどうなる? ・源泉徴収票等作成について
- 年末調整はどうなるの?:年調減税事務の手順と計算方法
- 所得税が定額減税にて引ききれなかった場合は?:各種ケース別計算方法
- 各人ごとの管理はどうすれば良いの?:各人別控除事績簿の作成方法
- 注意点や誤りやすいことを教えて! :「定額減税」留意点のQ&A

講師紹介

中央税務会計事務所 所長

なかじま よしまさ

税理士 中島 由雅 氏



1970年生まれ。大学卒業後、税理士取得。中央税務会計事務所2代目所長として職員数80名の税理士事務所を経営。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。また、「西郷どん流リーダーシップを取組んでいる経営者として、2018年「NHKおはよう日本」で取り上げられる。2011年、第15回セミナーコンテスト東京大会優勝、同年に名古屋で開催されたセミナーコンテストグランプリ(全国大会)出場、4位獲得。

日時 令和6年6月13日(木) 14:00~16:00

場所 佐野商工会議所 会議室(佐野市大和町2687-1)

●当日に発熱や咳が出る方はご参加をお控え下さい。

定員 20名 (定員になり次第締め切ります。)

受講料無料 会員・非会員問わず

対象 中小・小規模事業者

主催 佐野商工会議所

【申込方法】 下記申込書に必要事項をご記入の上、電話・FAXにてお申込みください。

【申込先】 佐野商工会議所 中小企業相談所

TEL: 0283-22-5511

FAX: 0283-22-5517

6/13(木)「所得税・住民税の定額減税のポイント」セミナー受講申込書 *切り取らずにFAXしてください。

佐野商工会議所 行 FAX: 0283-22-5517

令和 年 月 日

事業所名		住所	
電話番号		FAX番号	
受講者名		受講者名	